

## 11. 経営情報の見える化のために講じている措置 の入力について 確認とお願い

「介護サービス情報の公表」制度の施行について」厚生労働省老健局課長通達 令和6年10月18日

### (3) 報告の内容(13ページ)

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業者(令和6年度の報告依頼文書を送付している事業所)については、省令第 140 条の 45 の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報調査票、別添2運営情報調査票及び**事業所等の財務状況が分かる書類(財務諸表又は計算書類等)を報告しなければならない。**

#### ② 事業所等の財務状況が分かる書類の報告 (14ページ)

事業所等の財務状況が分かる書類(財務諸表又は計算書類等)は、**直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。**原則として財務諸表(事業活動計算書(損益計算書)、貸借対照表(バランスシート)及び資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))を報告するものとするが、**会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。**

また、**報告は介護サービス事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えないものとする。**

- 現在まで、上記の赤字以外で、問い合わせの多い事項

会計の種類とは、何を入力すればよいか。

以下の種類になると思われませんが、法人内の会計担当者に確認の上入力してください。

株式会社、有限会社、合同会社などの営利法人・・・企業会計

社会福祉法人・・・社会福祉法人会計

病院、診療所・・・病院会計、医療法人会計

特定非営利活動法人・・・NPO 法人会計

社団法人等・・・公益法人会計

資金収支計算書は、会計基準上求められていないので作成していないがどうすればよいか。

資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)は、空欄のままでも報告できます。

この項目の操作は、同じ「重要なお知らせ」の中の「2024年11月01日 介護サービス情報報告システム各種マニュアルご利用ください。」の「財務諸表の入力.pdf」を参照してください。

なお、公表できる資料がまだ準備できていないなどやむを得ない場合は、「●11. 経営情報の見える化のために講じている措置」の項目は、未入力の項目があっても報告できます。

法人内の会計担当者に確認の上、できるだけ上記通知等に沿って、財務諸表の入力をさせていただきようお願いします。

以上